



日医発第 143 号（介護）
令和 7 年 4 月 15 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 15）

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示等につきましては、令和 6 年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、下記の通り介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 13）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A 等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和 6 年度>（<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>）に順次掲載してまいります。

また、厚生労働省ホームページにおいて、令和 6 年度介護報酬改定関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）及び介護職員の処遇改善関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html）が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○介護保険最新情報 vol. 1372

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 13）（令和 7 年 4 月 7 日）」の送付について
（令和 7 年 4 月 7 日 厚生労働省老健局老人保健課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

以上

各都道府県介護保険主管部（局）

各指定都市介護保険主管部（局）

御中

← 厚生労働省老健局老人保健課、認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.13）
（令和7年4月7日）」の送付について（事務連絡）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1 3 7 2

令和7年4月7日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先

TEL：03-5253-1111（内線 3994、3936）

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
認知症施策・地域介護推進課

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 13）（令和 7 年 4 月 7 日）」の
送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 13）（令和 7 年 4 月 7 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【通所系サービス、施設系サービス】

○リハビリテーション（個別機能訓練）・栄養・口腔に係る実施計画書

問１ 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式１－１、１－２、１－３又は１－４について、様式の一部のみ記入した場合は各個別の様式の作成に代えることはできないとされているが、栄養又は口腔のアセスメントを行った結果として、栄養又は口腔の介入は不要と判断し、栄養マネジメント強化加算若しくは栄養改善加算に係る介入又は口腔衛生管理加算若しくは口腔機能向上加算に係る介入を行わなかった場合、別紙様式１－１、１－２、１－３又は１－４の「具体的支援内容」の欄は空欄でも差し支えないか。

（答）

- ・ 栄養又は口腔のアセスメントを行った結果として、栄養又は口腔の介入は不要と判断し、栄養マネジメント強化加算若しくは栄養改善加算に係る介入又は口腔衛生管理加算若しくは口腔機能向上加算に係る介入を行わなかった場合においては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式１－１、１－２、１－３又は１－４の「特記事項」の欄にその旨を明記することで、同様式の「具体的支援内容」の記載に代えることができる。

【居宅介護支援】

○ 居宅介護支援費（Ⅱ）

問２ 居宅介護支援費（Ⅱ）は、「公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム」の利用が算定要件とされており、当該システムは、いわゆる「ケアプランデータ連携システム」を指すこととされているが、「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有する市販のシステムを利用している場合に居宅介護支援費（Ⅱ）の算定は可能か。

（答）

- ・ 厚生労働省老健局に設置された居宅介護支援費に係るシステム評価検討会（以下「検討会」という。）において審査を行い、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムについては、居宅介護支援費（Ⅱ）の算定が可能である。
- ・ なお、検討会における審査の結果、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものについては、以下のページに掲載しているので、参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html